○国土交通省告示第四百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坂ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成五年建設省告示第二千百九十号で指定した同号十二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県朝来市岩津

字野々谷　五二番二地先道路敷　一号

二号

五三番地先道路敷

五三番

字中山　五四番一

字中山ノ下　七〇三番

七〇五番一

○東北地方整備局告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百六号	盛岡市川目第五地割地内	改築	平成二十八年三月七日

○関東地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	松本市渚一丁目二八三番一から同市渚一丁目二九一番一六まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月七日

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東和田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

兵庫県朝来市和田山町東和田

字寺木谷　三二〇七番

三二〇九番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

兵庫県朝来市和田山町東和田

字中畑　二八七番　一号

字寺木谷　三二一三番　二号及び三号

三二一一番　四号から七号まで

三二〇六番　八号から十三号まで

○国土交通省告示第四百七十七号

西肥自動車株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案（事案番号平二十八第五〇〇一号）については、平成二十八年二月二十五日付け国運審第九十五号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十八年三月七日

国土交通大臣　石井　啓一

○関東地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市須和田一丁目一二八番五地先から同市須和田一丁目七八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市東大和田一丁目四七九番一から同市稲荷木一丁目五一一番三〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十八年三月七日

○関東地方整備局告示第五十六号

荒川水系に係る指定区間外の一級河川荒川について、昭和六十二年六月五日付けで告示された建設省告示第千百八十五号を廃止する。

平成二十八年三月七日

関東地方整備局長　石川　雄一

○近畿地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
敦賀市拳野一四号ヲリト一四番地先から同市五幡二七号六反田三八番まで	前	八・七三～一一・八一メートル	〇・二七三キロメートル
	後	一一・一〇～一四・四〇メートル	〇・二七三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
敦賀市拳野一四号ヲリト一四番地先から同市五幡二七号六反田三八番まで	前	一〇・四九～一七・六五メートル	〇・一八五キロメートル
	後	一一・九四～一九・九七メートル	〇・一八五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月七日

○近畿地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
生駒市北田原町二四一二番一から同市北田原町二四二五番七まで	前	一〇・四九～一七・六五メートル	〇・一八五キロメートル
	後	一一・九四～一九・九七メートル	〇・一八五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所